○厚生労働省令第百四十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十六条（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害児養育年金の請求） **第八条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～五　（略） （遺族年金の請求） **第十条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号、第五号及び第六号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～六　（略） （後順位者からの遺族年金の請求） **第十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一・二　（略） （現況の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号イ、第二号イ及び第三号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～三　（略） ３　（略） （遺族一時金の請求） **第十六条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号、第五号及び第六号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～六　（略）	（障害児養育年金の請求） **第八条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～五　（略） （遺族年金の請求） **第十条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　（略） （後順位者からの遺族年金の請求） **第十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） （現況の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） ３　（略） （遺族一時金の請求） **第十六条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　（略）